

金沢市屋外広告物条例の手引き (事業者向け)



目 次

1. 本手引きの適用範囲 (対象事業者)	1
2. 事前調査から製作・設置までの流れ (フロー図)	2
3. 地域の確認 (まちづくり支援情報システム)	3
4. 基準の解説 (基本要件・個別基準)	6
5. デザイン・設計のポイント (個別審査の考え方)	12
6. その他の注意点	17
参考資料 (Q & A)	



1. 本手引きの適用範囲（対象事業者）

対象となる事業者は次のとおりです。この手引きを参考に自己の業務を行ってください。

対象となる事業者

屋外広告業者

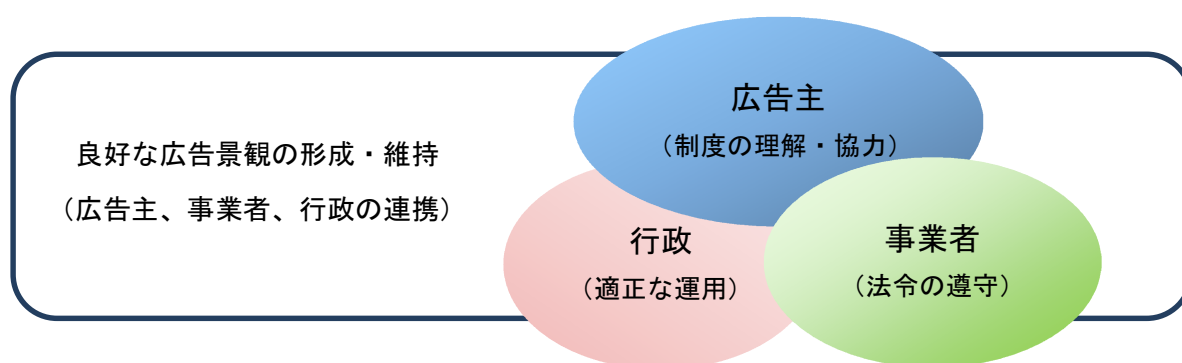
屋外広告物の製作や施工だけでなく、デザインや設計などについて、広範な知識が必要です。また、屋外広告物に関する諸法令についても理解しておくことが求められます。

デザインや設計、建設業者

屋外広告物に関係する業務が含まれる場合は、金沢市屋外広告物条例の趣旨を十分に理解し、現地調査などを行い、周辺環境との調和などの検討を行った上で、デザインや設計を行う必要があります。

宅地建物取引業者

広告主（クライアント）へ、屋外広告物法令の制限に関する説明を行う必要があります。また、自己の業務において不動産管理を目的として掲出する管理広告物についても、地域ごとのルールがあり注意が必要です。



事前確認および広告主（クライアント）への説明について

広告主は、各分野の専門家である貴方（事業者）を信頼して、発注や契約（＝対価を支払っている）を行っています。事業者である貴方は、屋外広告物法令の専門家であるということを常に意識して、自己の業務を行っていかねばなりません。

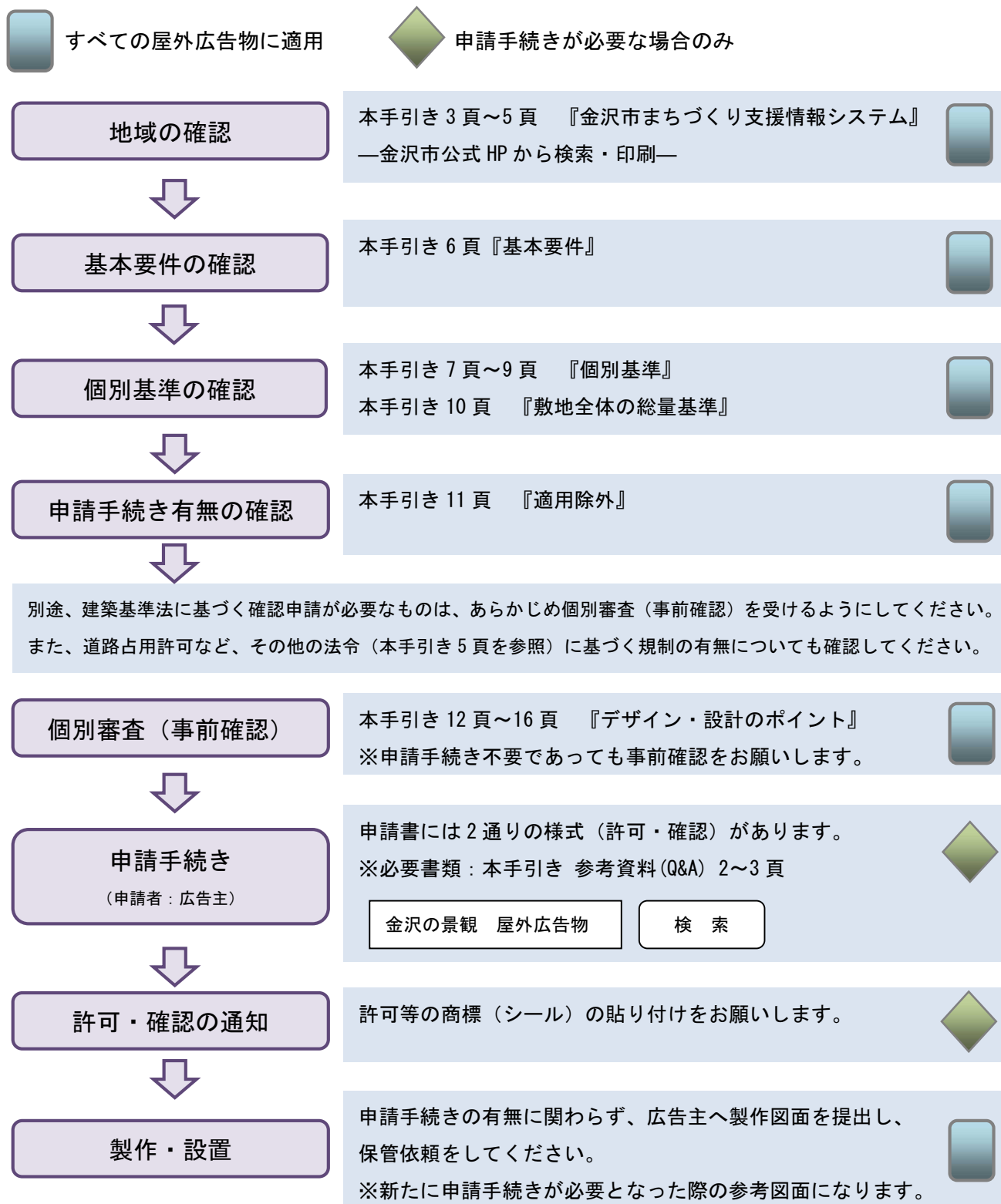
そのため、屋外広告物法令に関係する工事や契約などを行う際には、規制概要の事前確認や広告主（クライアント）への説明を忘れずに行っていただきますようお願いいたします。



2. 事前調査から製作・設置までの流れ（フロー図）

広告主（クライアント）から依頼を受けた場合は次のフロー図に従って製作・設置してください。

確認事項





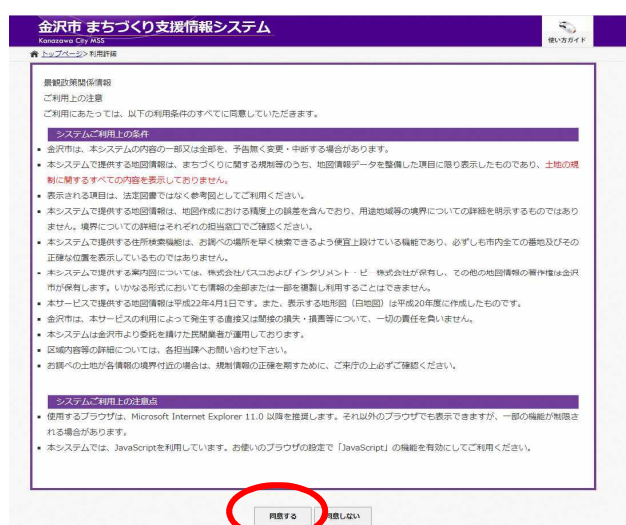
3. 地域の確認（金沢市まちづくり支援情報システム）

広告主（クライアント）から依頼を受けた場合は次の手順に従って規制地域の確認をしてください。

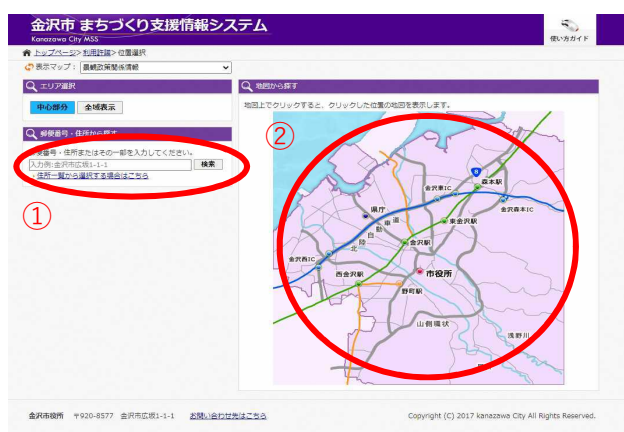
金沢市まちづくり支援情報システムの使い方



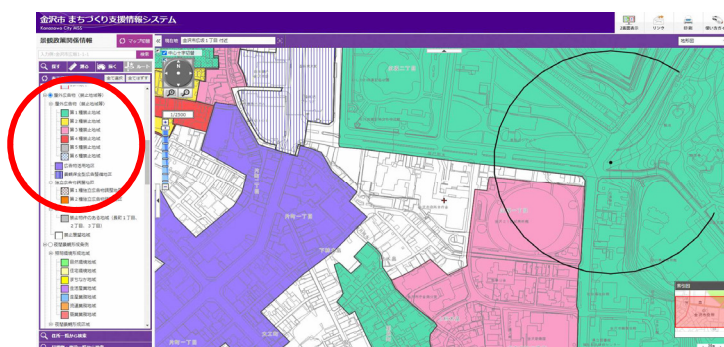
- (1) 「金沢市まちづくり支援情報システム」で検索し、「景観政策関係情報」をクリック



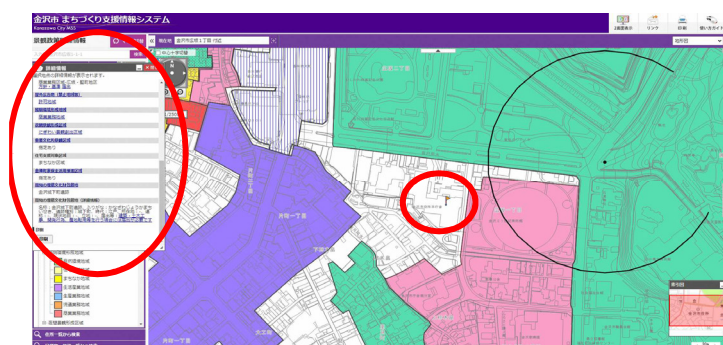
- (2) 利用に関する注意事項を確認し、問題なければ、「同意する」をクリック



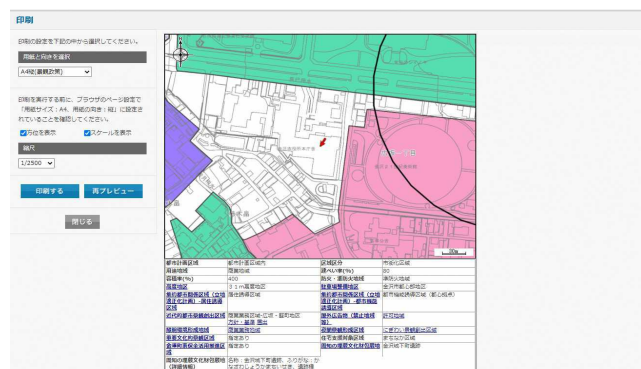
- (3) 計画地を検索（検索方法は以下の2通り）
- ①住所・郵便番号から探す
 - ②地図上から探す



- (4) 周辺地図の画面が出ます。
- 屋外広告物の規制区域を地図上で表示するには表示切替で「屋外広告物（禁止地域）」を選択



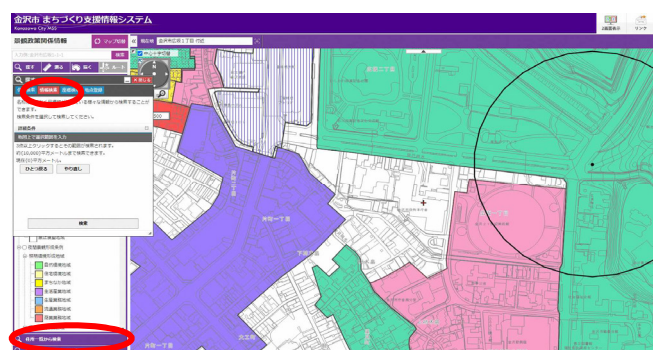
(5) 地図上で計画地をクリックすると、その地点の規制を確認できます。



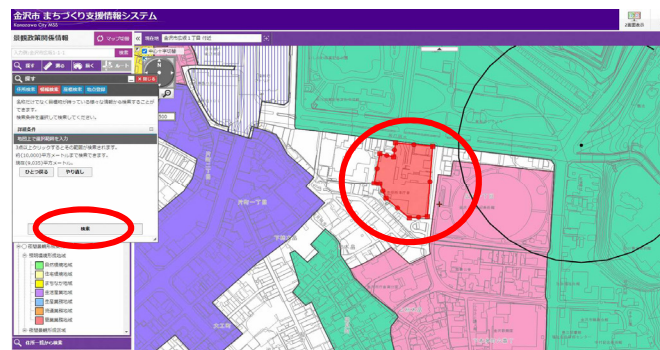
(6) (5)で「印刷」をクリックすると、周辺地図と規制の詳細情報を一緒に印刷できます。

【参考】エリア検索を活用してください。

地図上でクリックすると、その地点の規制のみが表示されます。そのため、選択したエリア全体の規制を確認できる「エリア検索」を活用してください。



- ①「住所一覧から検索」をクリック
- ②「情報検索」をクリック



- ③地図上で計画地を複数クリックすると、エリアが選択されます。計画地の形状に合わせて調整し、「検索」をクリック



4. 基準の解説（基本要件・個別基準）

すべての屋外広告物は、申請手続きの有無に関わらず『基本要件』および『個別基準』の適用を受けます。
あわせて『敷地全体の総量基準』の確認も必要になります。

事業者が確認すべき基準

『基本要件』…全ての屋外広告物に適用される基準です。

『個別要件』『敷地全体の総量基準』…屋外広告物の種類毎に適用される基準です。

★屋外広告物審査会での個別審査 条例第 37 条

基本要件については数値基準ではない基準も含まれています。本市では屋外広告物審査会において、
現地現場に応じた個別審査やデザイン向上のためのアドバイスを行っています。

個別審査…本手引き 12～16 頁を参照。

Check1 基本要件 条例施行規則別表第 4

項 目	要 件 ※一部抜粋
景観への配慮	・都市の美観及び自然美を損なわず、周囲の景観に適した意匠と色彩とすること。 ・夜間を対象とするものでも、昼間の美観を損なわないものとする。 ・裏面及び側面の不体裁な支柱、支柱等を露出させないこと。 ・点滅灯の類及び回転灯の類は屋外広告物等に付帯させない。 ・第 1～3 種及び 5 種（高さ 8m 超部分）の禁止地域では発光式及び反射式の素材は使用しないこと。
安全性	・構造が安全であること。
色 彩	・屋外広告物の地色は、けばけばしい色彩を避けること。 ・使用する色の数もできるだけ少なくすること。 ・付属物の着色は、屋外広告物と調和すること。
表示面積・高さ	・表示の大きさは、効果の限度においてなるべく小さくすること。 ・高さは、効果の限度においてできるだけ低くすること。
設置数・設置場所	・意匠および広告内容が同一であり、かつ、広告主が同一である屋外広告物等を狭い区域に集中させない。
発光式の素材を利用するもの	・赤色は、できるだけ使用しないこと。 ・点滅の速度は、できるだけ緩やかにすること。
その他	・交通信号機の背面では、赤、黄及び青色の照明を使用しないこと。 ・道路交通の安全に支障を及ぼすおそれがないものとする。

※網掛部分は特に注意が必要な箇所です。（個別審査で指摘が多い内容等）



Check2 個別基準 条例施行規則別表第 4

【壁面広告物】 ※建築物や工作物（塀など）の壁面を利用するもの

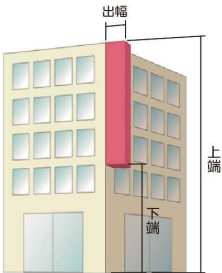
	地域	禁止地域						許可 地域	活用 地区
	区分	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種		
	高さ	6m 以下 (<u>ビル名称等</u> は除く)				12m 以下 (<u>ビル名称等</u> は除く)			
	面積	総量基準以内 (本手引き 10 頁参照)			壁面 全体で 10 m ² 以内		各壁面の見付面積ごとに 1/10(<u>商業 2/10</u>) 又は 10 m ² の いずれか大きい数値以内		

商業…用途地域における商業地域をいいます。「ビル名称等」の考え方…本手引き参考資料(Q&A) 8 頁を参照。

※懸垂幕については、専用の懸垂幕装置が必要です。

※第三者広告物には、本手引き 8 頁で解説している野立広告物のルールを準用（誘導距離、件数など）します。

【突出広告物】

	地域	禁止地域						許可 地域	活用 地区	
	区分	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種			
	上端	軒高まで			31m 以下					
	下端	原則 2.5m 以上								
	出幅	1m 以下			1.5m 以下					

※建築物 1 棟につき原則として突出位置は 1 縦列までです。

【独立自家広告物】

	地域	禁止地域						許可 地域	活用 地区
	区分	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種		
	高さ	4m 以下	6m 以下						
	面積	1 基 5 m ²	1 基 10 m ²		1 基 10 m ²		1 基 20 m ²		
		1 面 5 m ²	1 面 5 m ²		1 面 5 m ²		1 面 10 m ²		
		敷地計 5 m ² 以内	敷地計 10 m ² 以内		敷地計 15 m ² 以内		<u>1 敷地道路に面する</u> 毎に 30 m ² 以内		
調整 地区	(全ての地域で高さ基準を調整する地区) 第 1 種 高さ 8m 以下、第 2 種 高さ 10m 以下								

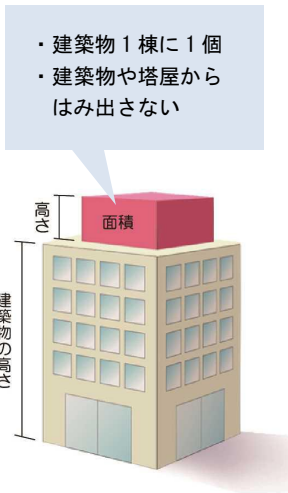
「1 敷地道路に面する毎」の考え方…本手引き参考資料(Q&A) 10 頁を参照。

※禁止地域では、自家広告物など適用除外（本手引き 11 頁参照）の要件を満たす広告物のみ表示・設置が可能です。

※活用地区では、景観上・安全上に支障がないと市長が確認した場合に限り、上記基準を緩和することができます。



【屋上広告物】 ※建築物の屋上部分となる階段室、昇降機塔その他これに類するものの壁面、建築物の屋上、建築物の最上階のひさしの上、建築物の屋上の工作物に表示・設置するもの

	地域 区分	禁止地域						許可 地域	活用 地区
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種		
	設置 形態	禁止	自家広告物以外は禁止						
			映像表示装置はすべて禁止						
			木造建築物の 勾配屋根は禁止 建築物の壁面と 調和した色彩を 有する素材				—		
	屋上広告 物の高さ	—	3m 以下	建築物の高さの 1/2 以下 (但し最大で 4m 以下)					
	地上から 上端まで の高さ	—	20m 以下 (商業 40m 以下)	40m 以下					
「屋上広告物」の考え方…本手引き参考資料(Q&A) 8～9 頁を参照。									
「自家広告物」の考え方…本手引き参考資料(Q&A) 7 頁を参照。 商業…用途地域における商業地域をいいます。									

【野立広告物】 ※自己の敷地外で建てられるもの（第三者広告物）

	地域 区分	禁止地域			許可 地域	活用 地区
		1 種～4 種	5 種	6 種		
・ 1 施設あたり 4 件以内 ・ 誘導距離 3km 以内 ・ 高さ、大きさ、色彩等の共通化	高さ	禁止 [案内誘導を除く]	4m 以下	禁止 [案内誘導を除く]	4m 以下	
	面積		1 基 10 m ² 1 面 5 m ² <u>1 敷地道路に 面する毎に 15 m²以内</u>		1 基 10 m ² 1 面 5 m ² <u>1 敷地道路に 面する毎に 15 m²以内</u>	
		調整 地区	(第 5 種禁止地域、許可地域の数値基準を調整する地区) 高さ：6m 以下 面積：1 基 20 m ² 、1 面 10 m ² 、 <u>1 敷地道路に面する毎に 20 m²以内</u>			
「1 敷地道路に面する毎」の考え方…本手引き参考資料(Q&A) 10 頁を参照。 「1 施設」「誘導距離」の考え方…本手引き参考資料(Q&A) 11 頁を参照。 「案内誘導」の考え方について…本手引き参考資料(Q&A) 15 頁を参照。						

※禁止地域では、自家広告物など適用除外（本手引き 11 頁参照）の要件を満たす広告物のみ表示・設置が可能です。

※活用地区では、景観上・安全上に支障がないと市長が確認した場合に限り、上記基準を緩和することができます。



【可変表示広告】

※壁面広告物、突出広告物、独立自家広告物、屋上広告物、野立広告物の基準に上乘せされます。

主に文字を表示する装置 	地域 区分	禁止地域			許可 地域	活用 地区
		1 種～4 種	5 種	6 種		
	高さ	禁止	地上から上端まで 8m 以下	—	—	
	面積		—			

主に映像を表示する装置 	地域 区分	禁止地域			許可 地域	活用 地区
		1 種～4 種	5 種	6 種		
	高さ	禁止	地上から上端まで 4m 以下			
	面積		建築物等の壁面の 方向ごとに 5 m ² 以内			
その他	屋上広告は禁止					

※表示面積を算定する際は、広告物の面積の 2 倍で計算します。

★特定屋内広告物について 条例第 30 条の 2

本市では、建築物の窓ガラスなどの内側に直接描かれているものや、貼られているもので、屋外の公衆に向けて表示されているものは、壁面広告の基準は適用されませんが、別途、以下の基準を守る必要があります。

【表示の制限】

建築物の 1 つの開口部等の面積に対する特定屋内広告物の表示面積の合計の割合

- ・ 建築物の 1 階以下の部分 10 分の 5 以下
- ・ 建築物の 2 階以上の部分 10 分の 3 以下



(イメージ図)

特定屋内広告物のみの申請手続きは不要です。

「開口部等」の考え方…本手引き参考資料(Q&A) 9 頁を参照。

※禁止地域では、自家広告物など適用除外（本手引き 11 頁参照）の要件を満たす広告物のみ表示・設置が可能です。

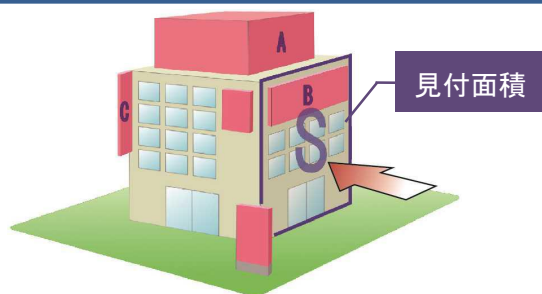
※活用地区では、景観上・安全上に支障がないと市長が確認した場合に限り、上記基準を緩和することができます。



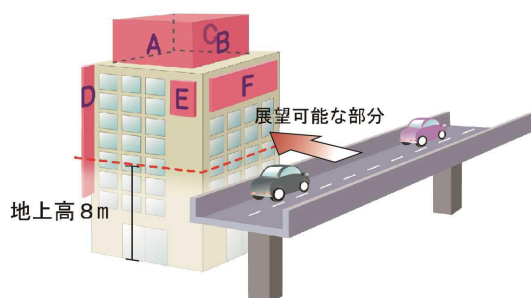
Check3 敷地全体の総量基準 条例施行規則別表第 6

地域 区分	禁止地域						許可 地域	活用 地区
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種		
対象	自家広告物						全ての広告物	
一住所等 あたりの 合計	5 m ² 以内	10 m ² 以内	各壁面の見 付面積の 3/10 又は 15 m ² のい ずれか大き い数値以内	各壁面の見付面積 の 3/10 又は 20 m ² のいずれか 大きい数値以内 <u>展望可能部分</u> で 15 m ² 以内	各壁面の見付 面積の 3/10 又は 20 m ² の いずれか大き い数値以内	各壁面の見付 面積の 3/10 (<u>商業</u> 4/10) 又は 20 m ² の いずれか大き い数値以内		
			建物が存在しない場合		建物が存在しない場合			
			15 m ² 以内	20 m ² 以内	20 m ² 以内			
				<u>展望可能部分</u> で 15 m ² 以内				
商業…用途地域における商業地域をいいます。 「1 住所等」の考え方…本手引き (Q&A) 8 頁を参照。 展望可能部分…地上高 8m を超える部分のうち、高速道路から展望できる空間部分をいいます (下図参照)。								

表示面積の算定方法について



展望可能部分について



- 4 種
A+B+C=見付面積 S の 3/10 又は 15 m²
(いずれか大きな数値以内)
- 5 種
(1) A+B+C=見付面積 S の 3/10 又は 20 m²
(いずれか大きな数値以内)
(2) 展望可能部分で 15 m²以内
- 6 種
A+B+C=見付面積 S の 3/10 又は 20 m²
(いずれか大きな数値以内)
- 許可
【商業地域】A+B+C=見付面積 S の 4/10 又は 20 m²
(いずれか大きな数値以内)
【その他の地域】A+B+C=見付面積 S の 3/10 又は 20 m²
(いずれか大きな数値以内)
- 5 種のみ
A+B+C+D+E+F=15 m²以内

※禁止地域では、自家広告物など適用除外(本手引き 11 頁参照)の要件を満たす広告物のみ表示・設置が可能です。
※活用地区では、景観上・安全上に支障がないと市長が確認した場合に限り、上記基準を緩和することができます。



申請手続きが不要となる場合（適用除外）

屋外広告物を新たに表示・設置する場合には原則、申請手続きが必要ですが、本市では、以下の場合は、申請手続きを不要（適用除外）としています。

※その場合であっても基本要件や個別基準は適用されます。

適用除外 1 一定規模以下の自家広告物 条例施行規則別表第 2、3

定 義：自己の氏名・名称・店名・商標や事業・営業の内容を表示・設置したもの

	地域 区分	禁止地域						許可 地域	活用 地区	
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種			
	要 件	1 住所等あたりの表示面積の総量								
		3 m ² 以内	5 m ² 以内						10 m ² 以内	

「自家広告物」の考え方…本手引き参考資料(Q&A) 7 頁を参照。

「1 住所等」の考え方…本手引き参考資料(Q&A) 8 頁を参照。

※表示面積の総量とは、他広告主や別の施工業者が表示・設置したものも合算して判断します。

※1 住所等あたりの表示面積の総量を超える自家広告物を掲出する場合は、表示・設置済のものも含めた全ての屋外広告物に対して、申請手続きが必要になります。

適用除外 2 一定規模以下の管理広告物 条例施行規則別表第 2、3

定 義：自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示したもの

	地域 区分	禁止地域						許可 地域	活用 地区
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種		
	要 件	1 住所等あたりの表示面積の総量							
		2 m ² 以内						5 m ² 以内	

「管理上の必要に基づき表示」の考え方…本手引き参考資料(Q&A) 7 頁を参照。

「1 住所等あたり」の考え方…本手引き参考資料(Q&A) 8 頁を参照。

※表示面積の総量とは、すべての管理広告物を合算して判断します。

その他の適用除外 他法令に基づき掲出するものなど 条例施行規則別表第 2、3

・詳細は、本手引き参考資料(Q&A) 4～5 頁をご参照ください。



5. デザイン・設計のポイント（個別審査の考え方）

本市では、審査会制度を活用した個別審査（事前確認）を行っています。これは、単に数値基準の審査だけでは、法の目的とする良好な景観の形成や風致の維持が十分に図れない、との考えによるものです。本章では、これまでに審査会から意見があった代表的なものを解説しています。

※安全性の確保がなされていることが前提です。

基本となる考え方（個別審査）

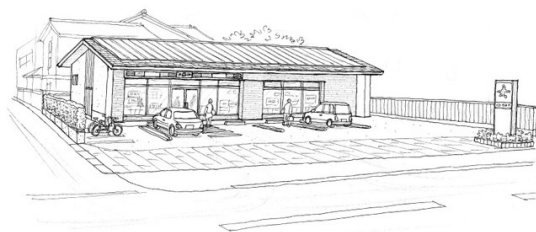
個別審査の考え方	直接規定（根拠法）	関連項目
屋外広告物そのものの機能性やデザイン性	意匠、色彩、素材 表示面積、高さ 設置数、設置場所 他	情報量の整理、 情報の序列化、可読性 照明方法 他
建築物や既存の屋外広告物との調和		
周囲の景観との調和		

※根拠法部分は金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則別表第4『基本要件』に基づきます。

屋外広告物を含めた景観は公共の財産です。単にデザイン性が良いものであっても、例えば周囲の景観と調和が考慮されていなければ、優れた屋外広告物であるとはいえません。そのため、上記の項目を常に意識してデザイン・設計を行ってください。

◎具体的な修景イメージを図として示したものをホームページ上で公開しています。

※各イメージ図については『金沢市修景デザインコード』で検索することができます。



第4種禁止地域（コンビニエンスストア）

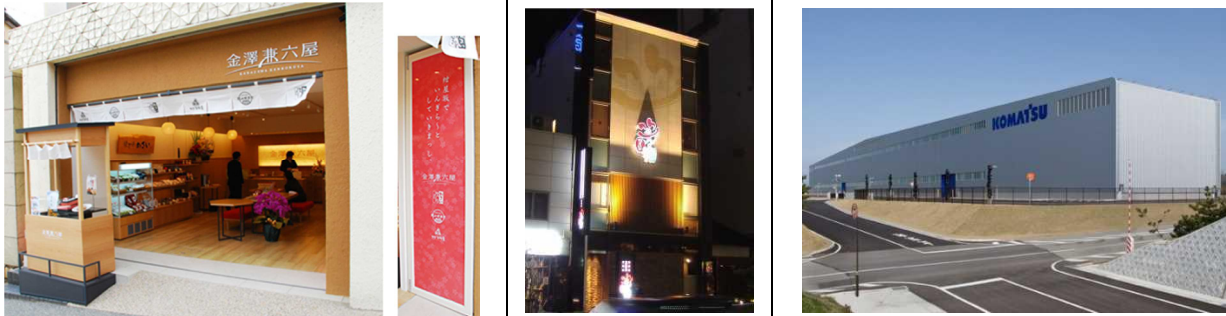


第3種禁止地域（商業店舗）



個別審査のポイント（種類別）

【壁面広告物】

項 目	審査会の意見
意匠 情報量の整理、情報の序列化	・ 店舗名や施設名などの表示・設置を原則とする （商品名などの詳細情報は広告幕などを活用する）
表示面積、高さ、設置数	・ 各広告物の大きさ・高さを揃える ・ 数値基準内であっても過度に広告物を集中させない
色彩、素材 照明方法	・ 表示面の大部分に赤や黄などの原色を使用しない ・ 「ビル名称等」は箱文字等とし、照度・輝度も抑える
望ましい掲出例（左：第1種禁止地域 中：活用地区 右：許可地域〔郊外部〕）	
	

※掲出例「いしかわ広告景観賞」より

【屋上広告物】

項 目	審査会の意見
意匠 情報の序列化	・ 表示内容を特に精査する （企業名やロゴマークの採用など極力シンプルなものとする） ・ 周辺の眺望景観へ特に配慮する （兼六園の眺望台からみえる方向に表示・設置する場合など）
色彩 照明方法	・ 表示面全体は彩度・明度が高い色彩を使用しない ・ 照度、輝度が高い照明は使用しない
望ましい掲出例（左：第4種禁止地域 中：許可地域〔都心軸〕 右：許可地域〔郊外部〕）	
	

※掲出例「いしかわ広告景観賞」「金沢市広告景観協力賞」より



【独立自家広告物】

項 目	審査会の意見
意匠、設置数	・重複した内容の広告物を複数設置しない ・複数のテナントが存在する場合は集約化を図る
表示面積、高さ	・表示面と広告物本体の高さとのバランスを図る (掲出位置や意匠形態に応じて面積を加減する) ・周囲の既存広告物との大きさ・高さをできる限り揃える
色彩	・使用する色数を抑える

望ましい掲出例 (左：第4種禁止地域 中：許可地域【都心軸】 右：許可地域【郊外部】)



※掲出例「いしかわ広告景観賞」より

【突出広告物】

項 目	審査会での意見 (例示)
意匠	・店舗名や施設名を表示するに留める
表示面積、高さ	・周辺の既存サインと形態を揃える
色彩	・使用する色のボリュームを抑える (アクセントとして企業カラーを使用する)

望ましい掲出例 (左：第3種禁止地域 中：第3種禁止地域 右：許可地域【都心軸】)



※掲出例「いしかわ広告景観賞」「金沢市広告景観協力賞」より



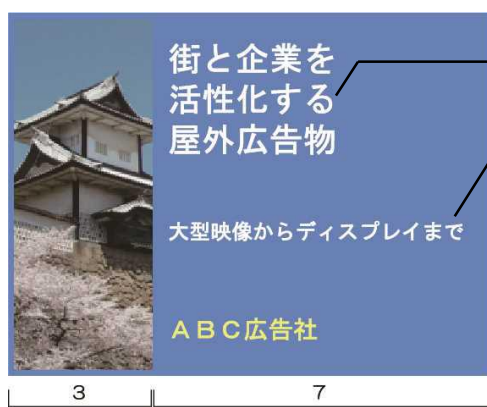
【野立広告物】

項 目	審査会での意見	
意匠 情報量の整理、 情報の序列化、可読性	・店舗に掲出されたサインとデザインを統一させる ・適切なスペーシングを行い表示情報の配置に留意する (適切な余白部分の確保など) ・情報量の整理および情報の序列化を行うこと (名称、付帯情報 [Tel 番号やロゴ等]、誘導表記の 3 情報程度に) ・車で移動中に視認できる文字の大きさとする	
表示面積、高さ、設置数	・同一敷地内または近隣にある各サインと面積、高さを揃える ・周囲の自家用広告物の大きさとのバランスに配慮する (周辺の自家用広告物より大きいものを掲出しない)	
色 彩	・広告物の地色部分に高明度・高彩度の色彩を使用しない (赤や黄などの彩度が 10 を超えるものは高彩度と判断) ・色数を少なくする	
望ましい掲出例 (石川県内)		
		

※掲出例「いしかわ広告景観賞」より

〔補足 1〕 屋外広告物 1 面あたりの情報量の整理や情報の序列化の考え方

- ・1 面で多くの情報を表示することが多い第三者広告物（野立広告物ほか）では特に注意が必要です。



- 各情報量を 15 文字程度までとする
- 大きな文字と小さな文字の比率を 3:2 程度以下に

〔その他〕

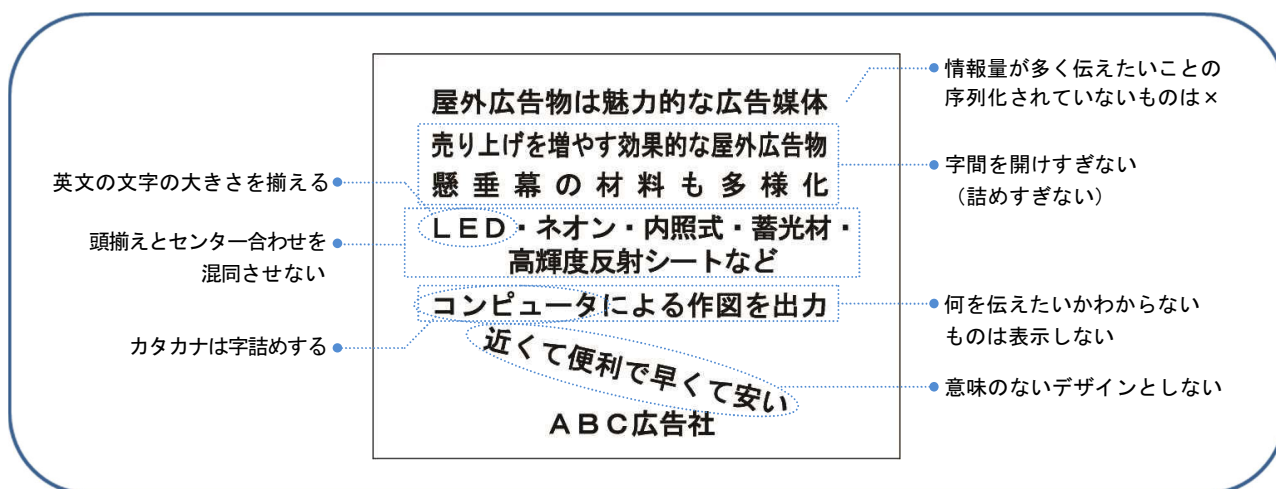
- ・適切な余白部分を確保する
- ・面の分割や比重に注意する

出典：屋外広告の知識デザイン編（第四次改訂版）より作成



[補足 2] 屋外広告物 1 面あたりの情報量の整理や情報の序列化の考え方

- ・ 1 面で多くの情報を表示することが多い第三者広告物（野立広告物ほか）では特に注意が必要です。



出典：屋外広告の知識デザイン編（第四次改訂版）より作成

[補足 3] 屋外広告物として使用できない色彩の組み合わせ例

- ・ 次のような色彩の組み合わせは、申請手続きの有無や大きさに関わらず特に注意が必要です。

彩度の高い色を使用した補色など	黒と彩度が高い黄・赤など

※本市では、審査会制度による個別審査（事前確認）を行っているため、一律的な数値基準を設定していませんが、上記の例のほか、彩度 10 を超える色を表示面の大部分に使用する場合にも注意が必要です。

[補足 4] 審査会制度に基づく緩和許可

- ・ 審査会で、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、本市の個性ある美しい景観の形成に特に配慮された屋外広告物等と認められた場合には、当分の間、個別基準（野立広告物を除きます。）の数値の 1.5 倍の数値ができるものとします。



6. その他の注意点

その他、広告主（クライアント）への説明をお願いしたい内容は次のとおりです。

申請または設置後の諸手続きについて

★手数料や許可（確認）期間について 条例第16条・30条

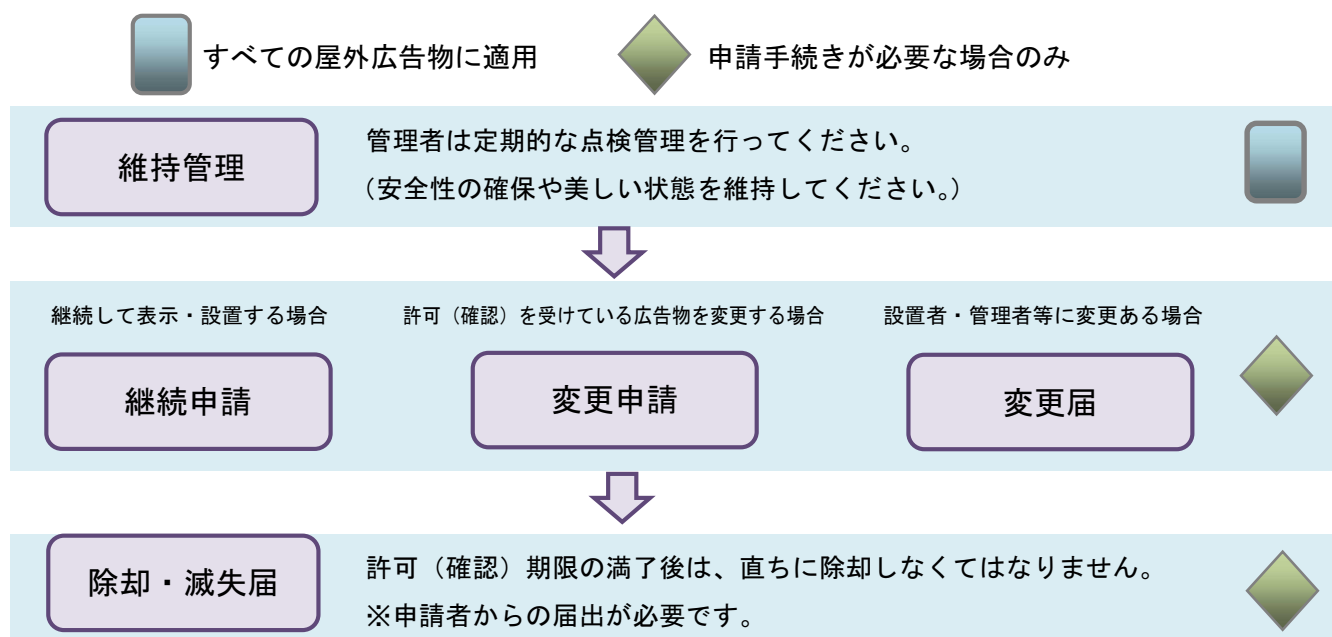
申請時に次の区分毎の手数料がかかります。また、許可（確認）の期間が異なります。

区 分		単 位	手数料	期 間
広告板 広告塔 野立広告	照明あり	3㎡につき	1,860円	3年以内
	照明なし	3㎡につき	1,240円	
はり紙		100枚につき	400円	1月以内
はり札		1枚につき	50円	1月以内
立看板		1個につき	250円	1月以内
置看板		1個につき	620円	1年以内
広告幕		10㎡につき	370円	2月以内
のぼり旗		1個につき	100円	2月以内
電柱・街灯柱を利用する広告		1件につき	370円	1年以内
標識を利用する広告物		1件につき	370円	1年以内
アドバルーン		10㎡につき	370円	2月以内
ぼんぼり		1個につき	100円	2月以内
電車または自動車の外面を利用する広告物		1個につき	370円	1年以内
ラッピングバス		1台につき	10,000円	1年以内
その他の広告物		1個につき	370円	1年以内

「手数料」の法的根拠や考え方…本手引き参考資料(Q&A) 1頁を参照。

★設置後の管理・手続きについて

屋外広告物を製作・設置した後も次の管理や一定の手続きが必要になります。





★違反広告物に対する措置や罰則があります 条例第 23 条・24 条・25 条

違反広告物の掲出は、制度自体の形骸化や不公平感の助長をもたらします。違反広告物に関与した者（広告主、施工者・管理者）に対して厳格な対応（指導・処分）を行います。

また、違反の程度に応じて 1 年以下の懲役、または 50 万円以下の罰金が科されることもあります。

1. 指導・勧告	法令違反している屋外広告物の設置者に対し、必要な措置を講ずるよう指導・勧告を行います。
2. 氏名公表	勧告を受けた者が、勧告に従わないときは氏名や違反内容を公表することがあります。
3. 措置命令	勧告に従わない者に対しては、除却等を実施するよう是正命令を行います。
4. 行政代執行	措置命令に従わない場合は、市自ら必要な措置を行い、その費用を違反者から強制徴収することになります。
5. その他	違反に関与した者に対し、立入検査や資料の提出を求めることがあります。

その他、事業者の皆様に注意していただきたい内容は次のとおりです。

屋外広告業について

★屋外広告業の登録が必要です 条例第 31 条

金沢市に屋外広告業の登録を受けていない者は、金沢市内で屋外広告業を営むことができません。また、元請、下請を問わず本市に登録が必要です。

※屋外広告業とは広告主から屋外広告物の表示・設置に関する工事を請け負うことをいいます。

1. 登録手数料	1 万円（新規、更新）
2. 登録期間	5 年間
3. その他	営業所ごとに標識（縦 35 センチ以上×横 40 センチ以上）の掲示や、請負金額など営業に関する事項を記した帳簿の備え付け、保存が必要です。

また、違反広告物の設置を繰り返した屋外広告業者には、別途、営業の停止や屋外広告業の登録の取消しを行います。どのような理由があっても違反広告物の請負工事行ってははいけません。

金沢市屋外広告物条例の手引き
(事業者向け)

発行 平成 25 年 10 月 1 日

改訂 平成 29 年 3 月 31 日

業務委託 石川県屋外広告業協同組合

金沢市都市整備局景観政策課

〒920-8577 金沢市広坂 1-1-1

電話 076-220-2364